

自由と正義

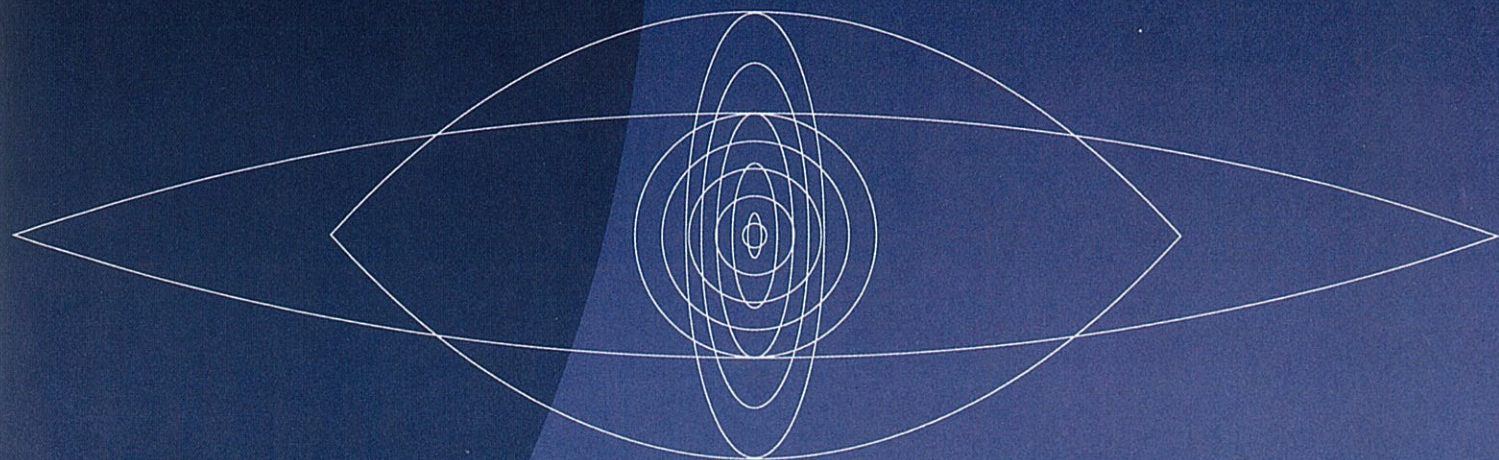
LIBERTY & JUSTICE JAPAN FEDERATION OF BAR ASSOCIATIONS

日本弁護士連合会

2009年[平成21年]

Vol.60

8
月号



[ひと筆] 加齢と憲法論議 安田 純治

特集1

行政事件訴訟法改正の第2ステージへ

行政事件訴訟法改正の到達点と課題 斎藤 浩

住民訴訟、住民監査請求の改革 阿部 泰隆

処分性の拡大と確認訴訟の活用 水野 武夫

行政事件訴訟法見直しにあたっての視点 角松 生史

情報公開訴訟におけるインカメラ審理の立法化—最高裁平成21年1月15日決定を素材に 森田 明

特集2

スポーツ法の現場から

スポーツ法研究会創設の動き 菅原 哲朗

「スポーツ基本法」立法への提言 大橋 卓生

我が国のプロ野球・サッカー選手の権利と弁護士の役割—この10年の変化を振り返る 山崎 卓也

スポーツ団体におけるコンプライアンス—我那覇選手CAS仲裁事件などの事例を通じて 望月 浩一郎/松本 泰介

寄稿 | 国際組織犯罪防止条約と共謀罪の立法化の要否 角山 正
『一票の不平等』についての一考察 升永 英俊

連載 | 変わる刑事裁判—裁判員裁判における弁護活動(第20回)
情状事件の最終弁論 神山 啓史/岡 慎一

寄稿

『一票の不平等』についての一考察



第一東京弁護士会会員

升永 英俊 Masunaga, Hidetoshi

- I 日本は民主主義国家ではない
- II 紛争の当事者は『紛争を解決するための審判官』にはなれない
- III 「一人一票」の限度
- IV 参議院選挙の選挙権も、「一人一票」である
- V 米国連邦最高裁判決・Reynolds v. Sims 377 U.S. 533, 84 S.Ct(1964)
- VI 日本を民主主義国家に変える『簡単な方法』
- VII 国民審査権は、日本国民の『参政権』である
- VIII 最後に

I 日本は民主主義国家ではない

日本は、民主主義国家ではない。なぜなら、有権者のレベルでの少数決で、立法がなされ、かつ行政府の長が選ばれているからである。

以下詳述する。

1 現在の公職選挙法によれば、衆議院選挙では、ある地域に住所をもつ有権者が一人当たり1票を持つのにに対し、他の地域に住所をもつ有

権者が一人当たり0.5票しか持っていない。又、参議院選挙では、ある地域に住所をもつ有権者が一人当たり1票持つのにに対し、他の地域に住所をもつ有権者が一人当たり0.3票しか持っていない。

2 私は、以下のように考えていた。

「人間は平等に生を受けたはずである。人間は平等に生まれた以上、どこに住んでいようが、それぞれ、1票の投票権をもっている。ところが、現実には、ある地域に住んでいる人々は、一人当たり1票の価値のある選挙権をもち、他の地域に住んでいる人々は、一人当たり0.5票の価値しかない選挙権をもっている。このように有権者の住所によって選挙権の価値に差別を設けている現在の公職選挙法は、憲法14条の『法の下での平等』に違反する」と。

このように、私は、「一票の不平等」の問題を憲法14条の「法の下での平等」の枠組の中で考えていた。

寄稿

他方で、私は、7年前まで、日本が民主主義国家であることについて何の疑問も持っていなかった。というのは、日本では、選挙は、おおむね公正に行われており、かつ報道の自由が保障され、有権者は、報道された真実の情報を踏まえたうえで、選挙権を行使しているからである。

すなわち、私は、7年前までは、「一票の不平等」の問題と民主主義の問題とをそれぞれ独立して考えていた。

しかし、7年前のある時、「民主主義は、議論を重ねた後に、最後は、多数の意見が、全体の約束事を決めることである」という小学校の時に学んだことが頭に浮かんだ。そして、私は、小学校2年生の時、50人のクラスの全員がそれぞれ1票をもち、選挙をして、過半数の得票をした級友が、級長に選ばれ、先生の言う民主主義とはこういうことなのかと、妙に納得したことを思い出した。「そうだとすると、『一人一票』でない日本は、民主主義国家ではないではないか。」そのときの驚きを今でも鮮明に覚えている。

この時、それぞれが独立の問題であった「一票の不平等」の問題と民主主義の問題が、初めてリンクした。

3 「一票の不平等」がどのように多数決に影響するかを知るために、議論を単純化しよう。

(1) 国会議員選挙で、人口密度の高い地域の有権者は、一人0.8票をもち、人口密度の低い地域の有権者は一人1票をもっているとしよう。

(2) 更に、人口を100人と仮定し、人口密度の高い地域の有権者の人口は54人(全人口の54%)とし、一人当たり0.8票を有し、人口密度の低い地域の有権者の人口は46人(全人口の46%)

とし、一人当たり1票を有しているとしよう。

そうすると、人口密度の高い地域の有権者(54人)は、43票(=54(人)×0.8(票))を有し、人口密度の低い地域の有権者(46人)は、46票(=46(人)×1(票))を有することになる。

(3) 議論を更に単純化するために、1票が一人の国会議員を意味する、としよう。

一方で、人口密度の高い地域の有権者(全人口の54%)は、一人当たり0.8票を有するので、43人の国会議員を選出する。他方で、人口密度の低い地域の有権者(全人口の46%)は、一人当たり1票を有するので、46人の国会議員を選出する。

全国国会議員の数を89(=43+46)としよう。人口密度の低い地域の有権者(46%)の選出した国会議員(46人)が、全国国会議員の多数(すなわち、51%=46/89×100)を占めることになる。46%の人口を占めるにすぎない人口密度の低い地域の人々を代表する国会議員(46人)が、全議決権の51%の議決権を有するので、国会議員のレベルでの多数決により、常に、すべての法律を創り、かつ行政府の長(首相)を決定する。

4 民主主義とは、国会議員レベルでの多数決ではなく、有権者のレベルでの多数決により、立法がなされ、かつ行政府の長が決定されることである。

「一票の不平等」を定める現行の公職選挙法の下では、有権者のレベルで見ると、多数決でなく、少数決により、法律、予算が創られ、かつ行政府の長が決定されている。

有権者のレベルでの少数決で立法をし、行政府の長を選んでいる日本は、民主主義国家ではない。

5 歴史的にみて、重大な問題は、しばしば、際どい多数決により決着しているということについて触れたい。

2008年11月の米国大統領選挙で、大勝したように広く報道されているオバマ候補は、実は、全有権者の53%しか得票していない。マケイン候補は、大敗したような印象をもたれているが、46%の得票率である。残りの1%をラルフ・ネーグ氏ら独立系の候補が得票した。議論のための議論として、「一票の不平等」が、オバマ候補にわずか0.1票不利であったと仮定すると、オバマ候補は米国大統領に就任し得なかったのである。

以上のことからわかるとおり、たとえ0.1票差の不平等であっても、「一票の不平等」のもたらす反民主主義性は重大である。

6 リンカーン米国大統領は、「人民の、人民による、人民のための政府」という言葉を残した南北戦争の激戦地・ゲティスバーグでの歴史的演説の中で、冒頭、こう言っている。

「All men are created equal./すべての人間は、神によって平等に創られている」と。

人間の平等の重要な柱が、人間一人一人の参政権の平等であることは、言うまでもない。

II 紛争の当事者は『紛争を解決するための審判官』にはなれない

1 最高裁の多数意見は、大要「公職選挙法の定める『一票の不平等』が、国会の有する裁量権の合理的行使として是認されうる限り、公職選挙法は合憲である」と説く。

しかしながら、この最高裁裁判官の多数意見

のロジックは、説得力を欠く。

けだし、最高裁裁判官の多数意見は、「一票の不平等」を定めた公職選挙法が有効であるか否かの問題につき、当事者たる国会議員から成る国会又はどう控え目にみても「直接の利害関係者」たる国会議員から成る国会に、「一票の不平等」をどのように定めるかにつき、「裁量権の行使が合理的である限り」との条件が付くとはいえず、『裁量権』を認めているからである。

2 『衆議院選挙で最大・2倍強、参議院選挙で最大・4倍強の「一票の不平等」を定める公職選挙法の下で当選した国会議員が、国会議員としての地位を有しているか否か』という争点との関係では、「一票の不平等」のお陰で当選した国会議員は、正に「当事者」である。けだし、「一票の不平等」を定める公職選挙法のお陰で当選している国会議員は、『「一票の不平等」を定める公職選挙法が違憲・無効である」との最高裁判決が下ると、『自らが国会議員の地位を失うという関係』に立っているからである。

百歩譲って、仮にそうでないとしても、「一票の不平等」を定める公職選挙法のお陰で当選した国会議員は、当該争点についての利害関係を有している直接かつ特別の「利害関係者」である。

そして、「憲法に照らして、『一票の不平等』を定める公職選挙法が合憲・有効か否か」の問題は、「一票の不平等」のお陰で当選している国会議員の利害とは無関係に、専ら憲法14条の「法の下での平等」に照らして、公正に判断さるべき事項であることは、もちろんである。

争点についての「当事者」又は「利害関係者」が、その争点を判断する審判者たり得ないことは、下記3、4に示すとおりである。

寄稿

3 民事訴訟法が定める『除斥』の法理及び『忌避』の法理は、下記のとおりである。

- 裁判官が「事件の当事者」である場合は、裁判官は、「その職務執行から『除斥』される」（民事訴訟法23条1項1号）。けだし、かかる場合は、当該裁判官による公正な裁判を期待できないからである。
- 又、裁判官が訴訟の目的物に利害関係を有している場合は、『忌避』の原因となる（同24条1項）。けだし、裁判官が訴訟の目的物に利害関係を有している場合は、その裁判官の裁判の公正さが疑われる客観的事情が認められるからである（伊藤眞『民事訴訟法』〔第3版再訂版〕76頁有斐閣2007年）。

以上のとおり、「一票の不平等」に関する上記の最高裁の多数意見は、（判断の公正を確保するため、事件の当事者である裁判官を除斥するという）民事訴訟法23条1項1号の『除斥』の法理と矛盾し、かつ（判断の公正を確保するため、訴訟の目的物に利害関係を有する裁判官を忌避の原因ありとして、当該裁判との関係で忌避するという）民事訴訟法24条1項の『忌避』の法理とも矛盾する。

4 上記3に加えて、『議決権行使者が自らの利益とは無関係に、その議決権を行使しよう要求されている組織（例えば、株式会社の取締役会、社団法人の理事会、財団法人の評議員会等）に於いては、決議に特別の利害関係を有する議決権者は、決議に加わることができない』という『利害関係者による議決権行使禁止の法理』がある。けだし、『決議に特別の利害関係を有する議決権者又は投票権者が、自らの利害から離れて、公正に議決権を行使すること』は、およそ期待し得ないからである。

この法理は、会社法369条2項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律95条2項、同189条3項に明文化されている。

すなわち、会社法369条2項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律95条2項、同189条3項は、それぞれ、決議に特別の利害関係を有する株式会社の取締役、一般社団法人の理事、又は一般社団法人の評議員は、「決議に加わることができない」、と定めている。

III 「一人一票」の限度

憲法14条の「法の下での平等」の下で、「一票の不平等」が許容され得る最大値は、コストを考慮したうえでの実務上採用可能な技術上の要請から生まれる制限によって決定されるべきである。

米国連邦最高裁判決（Karcher v. Daggett, 462 U.S. 725 1983年）は、1983年、米国下院議員選挙に関し、0.7%の一票の不平等（NEW JERSEY州の第4区の人口：527,472人〈最大〉；同州の第6区の人口：523,798人〈最小〉。両選挙区の人口差：3674人〈 $= 527,472 - 523,798$ 〉。3,674《人》 \div 527,472《人》 ≈ 0.00697 ）を定めるニュージャージー州の選挙法を違憲・無効とした。日本国憲法の制定に影響を与えた米国法の解釈を司る米国連邦最高裁は、この1983年判決で、憲法に定められた「法の下での平等」の保障の一つである「一人一票」の選挙権の保障という「法の支配」を実現するために、違憲立法審査権を行使した。

IV 参議院選挙の選挙権も、
「一人一票」である

1 アメリカ合衆国連邦は、50の州から成る連邦国家である。これに対して、日本は、単一国家である。連邦国家であるアメリカ合衆国の上院と単一国家である日本の参議院とは、全く性質が異なる。

「日本の参議院議員の1票の格差の程度(最大で約5倍)は、アメリカ合衆国の上院における1票の格差と比べれば、まだ格差の程度が低いから、許容の範囲である」という議論があるでしょう。しかし、この議論は、説得力を欠く。

以下、詳論する。

アメリカ合衆国連邦の各州は、国(State)である。各州は、それぞれ

- ①州の立法府を有し、
- ②州の憲法及び州の法律(州の民法、州の会社法、州の著作権法、州の刑事法等々の法律一般)を有し、
- ③州の最高裁判所、州の高等裁判所、州の地方裁判所を有し、
- ④州の行政府を有し、
- ⑤州の軍隊を有し、かつ
- ⑥課税権を有している。

このように、アメリカ合衆国連邦の各州は、国家である。

ところが日本の都、道、府、県は、いずれも、(ア)地方公共団体の憲法、(イ)地方公共団体の法律、(ウ)地方公共団体の最高裁判所、(エ)地方公共団体の高等裁判所、(オ)地方公共団体の地方裁判所、(カ)地方公共団体の軍隊のいずれをも有していない。又、(キ)日本の都道府県は、実質的にみて、課税権を有していない。

以上のとおり、日本の都道府県は、国(State)としての要件を欠いている。日本の都道府県は、単なる行政区画でしかない。

加えて、アメリカ合衆国連邦憲法は、各州が連邦上院議員を平等に選任できることを明記している。13州がアメリカ合衆国連邦を建国した。その後に残りの37州が、次々とアメリカ合衆国連邦に参加した。そして、各州は、連邦上院議員の選挙については各州の有権者ごとに1票の格差が生じ得る憲法上の条文、すなわち、各州が上院議員の平等な選任権を有する旨定められた条文を含むアメリカ合衆国連邦憲法に拘束されることを誓約して、アメリカ合衆国連邦に参加している。

従って、アメリカ合衆国連邦の上院議員選挙における1票の格差の存在のアナロジーから、日本の参議院議員においても、1票の格差が生じてよいという議論は、アメリカ合衆国連邦の州は国(State)であるが、都道府県は日本国の単なる行政区画でしかないという両者の差異を見落とした議論である。説得力を欠く、と言わざるを得ない。

2 参議院議員は、衆議院議員と共に、憲法43条により、「全国民を代表する」とされている。参議院議員は、憲法上、選出された地域の利益を代表する国会議員ではない。すなわち、参議院選挙の選挙権について、参議院の特殊性を強調して、憲法14条によって保障されている国民の「一人一票」の権利を否定しようとしても、その議論をサポートする憲法上の根拠がない。憲法14条によって保障されている国民の「一人一票」の選挙権を否定できる他の憲法上の定めがない以上、参議院選挙でも、「一人一票」の選挙権が、憲法14条に従って、全国民に与

寄稿

えられなければならない。

また、仮に衆議院議員選挙において、「過疎化した地方の保護のために一票の不平等を認めるべきだ」という議論があるとしよう。この「地方の利益を保護するべきだ」との議論は、それを裏付ける憲法上の根拠がない。選挙権の平等または「一人一票」の権利は、憲法14条に基づく権利である。この憲法上の条文に裏付けられている「一人一票」の権利を、憲法上に根拠のない地方利益保護を理由として否定することは、法律論として成り立たない。

V 米国連邦最高裁判決・Reynolds v.Sims
377 U.S.533, 84 S.Ct.(1964)

米国連邦最高裁判決・Reynolds v. Sims 377 U.S.533, 84 S.Ct.(1964)は、アラバマ州の選挙法を違憲・無効とした。当時のアラバマ州の選挙法は、黒人が多数住んでいる選挙区の1票と白人が多住んでいる選挙区の1票に、格差を設けていた。すなわち、黒人が多数を占める地区に住所を有する有権者は、住所によって、「一票の不平等」を甘受することを強いられていたのである。この1964年の米国連邦最高裁判決により、米国人は、白人であれ、黒人であれ、住所のいかんを問わず、「一人一票」の選挙権を得た。

アメリカは、1776年のアメリカ独立戦争を経て人類史上初めて民主主義国家を創り上げた。そのアメリカですら、白人の人口の多い選挙区か、黒人の人口の多い選挙区かという、住所の差異によって生じる「一票の不平等」の問題を、選挙という民主主義の仕組みによって解決できなかった。司法が、これを解決した。司法が、

「一人一票」という「法の支配」を実現した。この歴史的な事実は、『司法が国家に対して果たさなければならない重い使命が何であるか』を雄弁に物語っている。立法府も行政府も、この司法の使命を代替できない。

人類の歴史をみるに、民主主義は、(ア)アメリカ独立戦争のような革命と(イ)アメリカ連邦最高裁判決によって、生まれた。上記のアラバマ州の例を見ればわかるとおり、住所による「一票の不平等」の問題は、選挙という民主主義の手續をいくら繰り返しても、それによつては生まれ得ない。

上記米国連邦最高裁判決の文中に、「People, not land or trees or pastures; vote.」という一文がある。私は、この一文に感動した。米国民は、この一文によって、「人間が、土地でも、木でも、牧草地でもないことは、誰も争えない。同様に、人間一人一人が、1票を持っていることも、誰も争えない。」と納得したのであろう。

今(2009年)の日本では、人口の過半数を占める地域の住民が、「一人一票」を有していない。1964年当時、米国では、「一票の不平等」で不利益を強いられている黒人は、人口の11%のマイノリティであった。

1票未満の選挙権しか持たない国民が人口の過半数を占めている今の日本の方が、「一票の不平等」で不利益を強いられている人々(黒人)が人口の11%しか占めていなかった1964年当時の米国より、「一人一票」を実現することでは、はるかに容易なはずである。

公職選挙法が、住所がどこかにかかわらず、全有権者が「一人一票」を有すると定めるように変われば、「一人一票」の投票権を持つ有権者の利益を代表する政党が新しく生まれよう。法律も、予算も、税金の使途も、年金の額も変わる

寄稿

う。世襲議員の問題も一気に解決するであろう。

VI 日本を民主主義国家に変える 『簡単な方法』

1 最高裁は、違憲立法審査権を有している。最高裁は、「『一票の不平等』を定める公職選挙法は、違憲・無効である」との判決を下すことによって、公職選挙法を無効にできる。このように、最高裁は、「一人一票」という「法」を「支配」させる力、すなわち、違憲立法審査権(憲法81条)を持っているのである。この最高裁の違憲判決が、有権者のレベルで、「少数決」でなく、「多数決」で、立法できるように、公職選挙法を変える『魔法の鍵』である。

2 有権者の少数決で、立法しかつ行政の長を決定している日本を、有権者の多数決で、立法しかつ行政の長を決定する民主主義国家に変える「簡単な方法」は、『国民がインフォームド・コンセント(Informed Consent)に基づいて国民審査権を行使すること』である。治療行為を受ける前の患者の同意は、インフォームド・コンセント(すなわち、医師が患者に治療行為に伴うリスクを十分理解できるように説明して、患者が、治療行為に伴うリスクを理解したうえで、医師から治療行為を受けることに同意をすること)が当たり前である。ところが、過去・現在の最高裁裁判官の国民審査における国民の投票権の行使は、インフォームド・コンセントになっていない。

3 前回(2005年)の最高裁裁判官の国民審査において、最も不信任の得票率の高かった最高

裁裁判官ですら、不信任の得票率は、わずか8%でしかなかった。

1票未満の価値の選挙権しか与えられていない有権者が日本の全有権者の過半数を占めている。それにもかかわらず、これらの有権者の大部分は、最高裁裁判官の国民審査において、「一票の不平等」を定める公職選挙法は『合憲』との判断をした合憲意見の最高裁裁判官に対して、「不信任」の票を投じていない。この現実は、「合理的な判断をする人間は、自己の利益に反するような判断をしない」という命題に反している。

このような摩訶不思議なことが起きているのは、有権者が国民審査の際、各最高裁裁判官が合憲意見であるのか、違憲意見であるのかを知らないまま、形式的に国民審査の投票をしているからである。

筆者は、25人の女性に下記の質問をした。

「女性の選挙権を0.9票とし、男性の選挙権を1票とするという公職選挙法があったと仮定します。更に、国民審査の対象の裁判官は、合憲意見の裁判官と違憲意見の裁判官の2派に分かれたと仮定します。この公職選挙法(仮定)を合憲・有効とする合憲派の裁判官を不信任としますか、信任としますか？」と。

25人の女性全員は、「合憲派の裁判官に不信任の票を投じます」と答えた。

筆者は、19人の男性に同じ質問をした。19人の男性も、25人の女性と同じく、「合憲派の裁判官に不信任の票を投じます」と答えた。

このように、女(25人)、男(19人)の回答が同一なのは、『選挙権の価値を性によって差別すること』が不正義だからである。

他方で、ある地域の住民は、1票未満の価値の選挙権しか与えられておらず、他の地域の住

寄稿

民は1票の価値の選挙権を与えられるという、選挙権の価値を住所によって差別している公職選挙法がある。公職選挙法により1票未満の票しか与えられていない地域の有権者は、どの裁判官が合憲意見の裁判官であるという情報を知れば、その圧倒的多数が合憲意見の裁判官に不信任の票を投じると考えられる。けだし、上記の仮定としての「女性の選挙権の不平等」の場合の女性と同じく、1票未満しか与えられていない地域の有権者は、住所による差別によって、自らに1票未満の価値しかない選挙権を与えている公職選挙法(すなわち、自らを「一人前以下の国民」扱いする公職選挙法)を許容できないからである。

仮に、1000万人有効投票者の一人当たりの1票の価値は、実は、0.6票でしかなかったと仮定しよう。

一人当たり0.6票の価値しか与えられていない有効投票者一人一人は、自己の投票用紙を、一票の価値のある投票用紙と信じて、投票箱に自らの一票を投票している。ところが、開票すると、これらの0.6人前の1000万人の有権者が投じた1000万枚の投票用紙は、600万票の投票済投票用紙の価値しかない。ということは、例えて言えば、400万票の投票済投票用紙が本人の同意なく透明人間によって抜き取られていることと、有効投票数の計算の点では、等価である。

ある発展途上国の選挙で、選挙の投票箱が違法に持ち出されたり、破棄されることを防ぐために、国際監視委員会の人々が、国外から当該国に続々と入国した、と報じられた。選挙の投票箱の不正な持ち出しは、民主主義を根底から破棄する。

私はこの記事を一読して、「選挙を自国民の

手で公平に行えないような国があるのか。投票した投票用紙が投票箱から消えてなくなるのでは、選挙の体をなさないではないか。日本の常識では考えられない。」と正直思った。

国政選挙での「一票の不平等」の問題は、選挙人が行使する「一人一票」の権利を否定する点では、実質的に見て、投票所での投票箱の不正持ち出しと変わることはない。

住所を理由とする「一人一票」の否定は、不正義の最たるものである。

4 インフォームド・コンセントに基づく国民審査が実行されれば、国民審査の結果を見て、それまで多数意見であった最高裁裁判官が、国民の意見を考慮して「一票の不平等」についての意見を変えることも十分あり得る。

最高裁裁判官の定員は、15人である。その過半数の8名が、住所が何処であろうと、皆「一人一票」を有すると考え、「一票の不平等」を認める公職選挙法を違憲・無効と判断すれば、有権者のレベルでの多数決で、立法しかつ行政の長を選ぶという『民主主義国家』が生まれる。

「一票の不平等」を定める公職選挙法を合憲・有効とする立場に立つ合憲意見の最高裁裁判官は、「最高裁裁判官は、国民から選挙の洗礼を受けているわけではない。よって、最高裁が公職選挙法を無効とするような判決を下すことは、『一票の不平等』の程度が不合理でない限り控えるべきである。まずは、国民によって選挙で直接選ばれた国会議員が、国会の中でこの問題を解決すべきである」という司法謙抑主義の立場なのかもしれない。

有権者が、インフォームド・コンセントに基づいて国民審査権を行使することになれば、最高裁裁判官は、6000万人超の国民審査権を行

寄稿

使した有権者の意見が何であるかを直接知り得ることになる。そうなれば、最高裁裁判官は、国会に対して、必要を超えて謙抑的である必要はない。

5 具体的に考えてみよう。

第1に、最高裁裁判官への弁護士会からの推薦を得ることを望む弁護士は、「一票の不平等」の問題を含む重要な法律問題につき自己の意見が何であるかを示して立候補し、弁護士会から最高裁裁判官候補として推薦されるべきである。

第2に、国会議員は、選挙に際して、マニフェストを公表して選挙の洗礼を受ける。最高裁裁判官も、国民審査に際して、国民から「一票の不平等」を定めている公職選挙法を「合憲である」との意見であるのか、「違憲である」との意見であるのかの質問を受けたら、自らの立場を明らかにして、国民審査に臨むべきである。

国民審査の対象となる裁判官の中には、「一人一票」の憲法訴訟を審理中の裁判官も存在し得る。これらの裁判官は、国民から、「『一人一票』問題につき、どのように考えているか」との質問を受けた場合、「具体的な事案での原告・被告の主張を聞き、証拠の開示を受けたうえで判断することになる判決での意見は、異なることも有り得るという条件」を付したうえで、自らの「一人一票」問題についての法律家としての意見を明らかにすることが望まれる。但し、最高裁裁判官が、一般論としてあれ、コメントを求められるテーマは、「一人一票」問題に限られよう。

利益較量をしてみよう。(ア)「一人一票」問題の憲法訴訟の判決前に、自らの「一人一票」問題についての意見を、国民に明らかにしたうえで、国民の国民審査権行使の洗礼を受け、国民

審査で不信任とされなかった裁判官によって「一人一票」問題の憲法裁判の判決を下される全国民の利益と(イ)裁判官が、「一人一票」の問題に対する法律家としての一般的意見を述べないまま、形だけの国民審査を経て、「一人一票」問題の憲法裁判の判決を下すことによって受ける全国民の利益を比べた場合、全国民にとって、前者(ア)の利益の方が、後者(イ)の利益に比べて、はるかに大である。

VII 国民審査権は、 日本国民の『参政権』である

日本国民(有権者)は、憲法79条2項、3項に基づき、それぞれ、最高裁判所裁判官に対する『国民審査権』(すなわち、全国の投票済有権者の過半数の不信任投票により最高裁裁判官を罷免する権利)を有する。

しかも、最高裁裁判官の国民審査権は、すべての有権者にとって、住所の如何にかかわらず、100%「一人一票」である。

全有権者の過半数を占めている、1票未滿の選挙権しか与えられていない有権者が、国民審査権を行使して、「一票の不平等」を定める公職選挙法を合憲とする『合憲意見』の最高裁裁判官を不信任とすれば、公職選挙法を違憲とする『違憲意見』が、全最高裁裁判官(15人)の中で多数派を占め得ることになる。このように、国民が、国民審査権を『参政権』であるとして自覚的に行使することは、有権者のレベルでの少数決で、立法し、行政府の長を決めている今の日本を、民主主義国家に変えることを可能にする。

日本国民にとって、国民審査権は、選挙権に並ぶ又はそれ以上に重要な『参政権』である。け

寄稿

だし、国民審査権は、選挙権自体の一票の価値の不平等を平等にし得る権利だからである。

る行為が、『参政権』の行使であることを知らなかった。国民は、「国民審査の際の用紙への記入行為が『国民審査権』の行使である」と知るべきである。

VII 最後に

1 最高裁裁判官に対する国民審査権(憲法79条)は、日本の現状の下では、「一人一票」の民主主義を実現するための唯一の手段である。

4 「一人一票」未満の「一人前以下の日本人」も、「一人一票」の「一人前の日本人」もない。皆同じ「一人一票」の「一人前の日本人」である。同じ日本国民の中に、1票未満の「二流市民」があってはならない。

2 司法は、違憲立法審査権という「法の支配」の実現手段を行使して、日本を『一人一票』を土台とする民主主義国家にする使命を負っている。

5 我々日本人は、自覚的に「国民審査権」を行使することによって、日本を民主主義国家に変えるという歴史の1頁を開くことができる。現在と将来の日本のために。

3 多くの国民は、これまで、最高裁裁判官に対する国民審査の際の投票用紙に×印を記入す